

## 迅速な災害復旧に向けて

～災害時の入札契約等の対応に係るマニュアル・ガイドラインの整備～



よしだ はやと  
吉田 隼斗\*

### 1. はじめに

国土交通省が平常時に発注する工事においては、透明性や公正性、競争性を確保する観点から、会計法令上の原則である「一般競争入札」を適用し、また、価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価する「総合評価落札方式」により落札者を決定することが最も一般的となっている。

一方で災害発生時には、迅速な復旧のため緊急の対応が求められる。その復旧事業に係る工事や業務（測量・調査・設計等の業務、以下同じ）の発注においては、「随意契約」や「指名競争入札」といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じることで早期の復旧に努めており、こうした災害時の対応は、令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工物品確法）や同法に基づく運用方針にも定められている。

今般、災害発生時の工事や業務の適切な対応について、より一層の推進・周知を図るため、災害発生時の入札・契約等に関する基本的な対応をマニュアル化するとともに、災害復旧事業に係る入札契約方式の適用の考え方を解説している「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を、最近の取組や知見を反映するため改正した。本稿では、これらの概要を紹介させて頂く。

### 2. 災害時の入札契約等の対応マニュアル策定

災害発生時には、迅速な復旧等のため入札契約等において平常時と異なる対応が求められるため、これまでにも、大規模な災害が発生した際には、本省から直轄事業の現場である地方整備局等に適切な対応等を通知してきたところである（例えば表-1）。

一方、例えば被災をしていない場合でも災害対応を優先するために工事・業務を一時中止するといった柔軟な対応等について、直轄以外の発注機関も含めれば、必ずしも共通認識となっていない点もあると認められたほか、年度ごとに多くの担当者も変わるなか、災害が発生した緊急時のみに対応を連絡することでは、適切な対応の浸透に懸念もあった。

そこで今般、災害時における直轄現場での確実な対応を期するとともに、自治体における対応の参考ともなるよう、これまで大規模災害時に都度通知していた内容等を災害時の入札契約等の基本的な対応として「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」に統合・整理して現場に通知（令和3年4月22日付）し、災害時にはそれをリマインドすることとした。

表-1 令和2年7月豪雨等における直轄工事に関する通知の主な内容

通知名	主な内容
令和2年7月豪雨による災害復旧工事等に係る入札・契約手続き等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約、指名競争を活用するなど緊急性に応じた適切な方式を選択</li> <li>手続の簡素化・迅速化、他の発注者との調整など</li> </ul>
令和2年7月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積りの積極的活用</li> <li>遠隔地からの建設資材調達に関する設計変更</li> <li>地域外からの労働者確保に要する設計変更</li> </ul>
令和2年7月豪雨に伴う工事及び業務の一時中止措置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工できなくなった工事等の一時中止</li> <li>災害対応を優先して行うための工事・業務の一時中止</li> </ul>
令和2年7月豪雨による災害復旧事業等の前払金の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>前払金の事務処理の迅速化・弾力化</li> </ul>

\*国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 基準調整係長

以下、マニュアルにまとめた主な事項について紹介する。

#### 1) 適切な入札契約の実施

公共工事品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」及び「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」等に基づき、緊急性に応じて随意契約又は指名競争入札を活用する等、適切な入札及び契約の方法を選択する。また、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定する必要があり、工事等の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努める。

なお、災害発生直後から一定の間に対応が必要となる、緊急性が高い災害復旧に関する災害状況の把握や応急復旧に係る業務については、業務発注における管理技術者等の手持ち業務量の制限を理由に受注者の選定から除外することを要しない。

#### 2) 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

災害復旧工事の入札契約については、一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数を短縮しても差し支えない。

また、大規模災害時において必要と認められた場合は、入札書及び技術資料の同時提出を求めなくても差し支えないものとする。

#### 3) 工事等の一時中止措置

工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、契約書に基づき、工事一時中止を行う。

また、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要で、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても受注者の意向も踏まえ一時中止を行う。

#### 4) 災害復旧工事等の前金払の取扱い

災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たり必要となる人員・資機材等の確保のため、災害復旧工事等を実施する建設業者等にできる限り速やかに前金払を行うことが重要であるため、大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取

交し以前であっても、前払金の支払手続を可能とする。

#### 5) 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等

予定価格の作成については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定する。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図る。

#### 6) 他の発注者との調整等

災害復旧工事等の発注については、被災地全体の復旧・復興に資するよう、工事等について随意契約を行う際等には受注者側の履行体制に問題が無いかの確認等も行いつつ、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮する。

#### 7) その他

本マニュアルでまとめた対応は基本的な内容であり、例えば令和元年東日本台風では、監理技術者の特例的な取扱いについて通知が行われるなど、災害の状況等によっては別途の対応が必要になることもあり、そういった場合には別途通知を行う事も明記している。

### 3. 災害復旧の入札契約方式適用ガイドライン改正

平成29年7月に策定した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」は、迅速性が求められる災害復旧・復興における随意契約や指名競争入札の適用など、入札契約方式の適用の基本的考え方や手続に当たっての留意点等を整理しており（構成は表-2）、これまでも災害時の入札契約方式の適用にあたり活用されてきたものである。

これについても、最近の公共工物品確法や運用指針の改正により災害時の対応が明確に位置付けられたことや、多様な入札契約方式に関する適用事例の蓄積等を踏まえ、それら知見を反映させる改正（令和3年5月13日付）を行った。

表-2 ガイドライン本編の構成

1	入札契約方式選定の基本的考え方
2	現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
3	地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧における適用

1) 工事・業務の入札契約方式の適用条件の明確化

災害復旧・復興事業における被害状況把握、応急復旧（仮復旧）、本復旧、復興といった事業プロセスとの関係で、随意契約の適用の考え方を整理しガイドラインに明記するとともに、随意契約が適用可能な工事や業務を具体的に例示した（図-1、表-3）。

また、指名競争入札の適用の考え方についても明記しており、災害復旧に関する工事や業務のうち、随意契約によらないものであって、労働力（技術者）や資材・機材等の調達において、需給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期

日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、指名競争入札を活用するよう努めることとしている。

2) 最新知見の充実

早期の復旧・復興に向けた取組として、事業促進PPP、技術提案・交渉方式等に関する最新知見を反映した。

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工

表-3 随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のために舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な非難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等

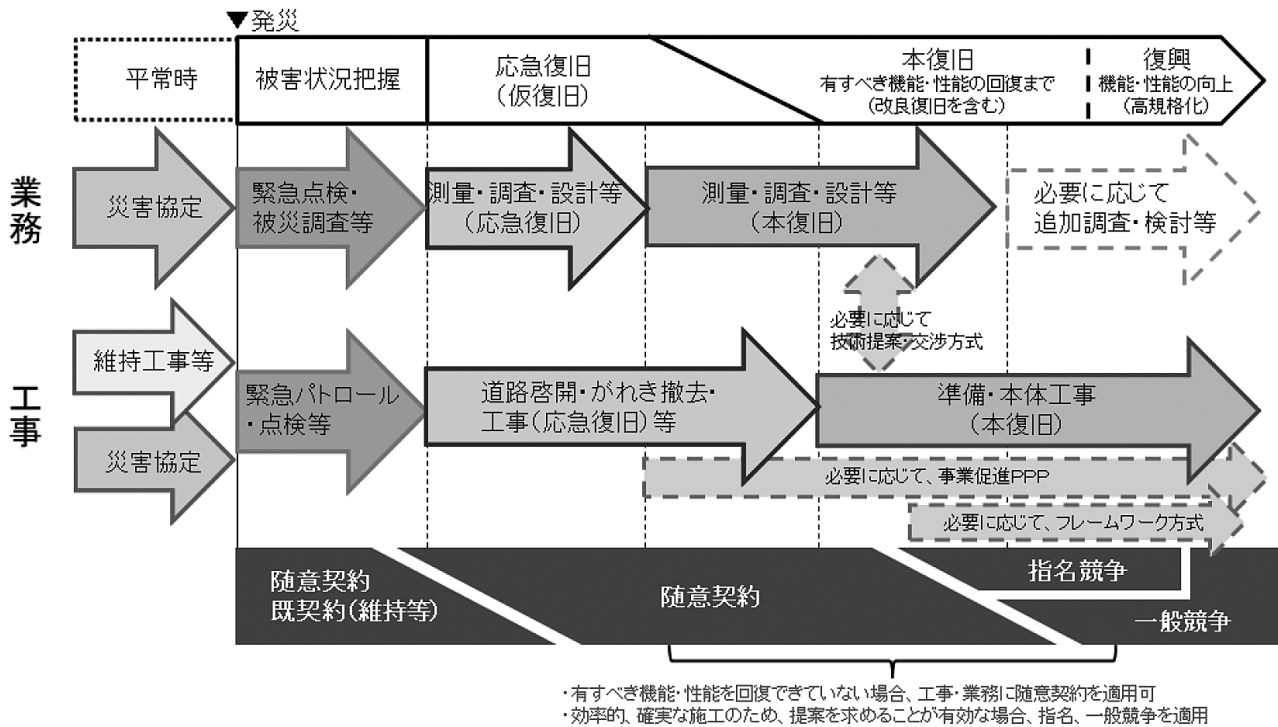


図-1 随意契約等の適用条件の明確化

事・業務の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など、一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP や CM 方式等による民間事業者のノウハウを活用するよう努めることとしている。また留意点として、国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドラインは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を想定している。そのため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制の状況に応じて、受注者が行う業務範囲等が異なることが考えられるため、適用に当たっては注意が必要であることも示している。

また、復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事も想定され、このような特徴を有する工事において技術提案・交渉方式の活用を努めることとしてきたが、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプにおいては、調査・設計段階から、施工者（優先交渉権者）が技術協力、地元及び関係行政機関との協議支援、近隣工事を含む工程確認等のマネジメント業務に関与でき、発注者、設計者、施工者が有する情報・知識・経験を融合させることができるといった最新知見も反映した。

さらに、災害が発生した地域においては同時期に多くの工事が発生することから、受注する業界の施工体制との間で需要と供給のバランスが課題となり、不調不落の発生が予測されるような場合、所定の期間内の調達の概要・条件等を示した上で、公募により選定した複数の企業（フレームワーク企業）に対して、災害復旧に係る個別工事を発注する「フレームワーク方式」を適用することも、災害復旧において円滑な施工を確保するための方策としてガイドラインに明記した。

### 3) 地方公共団体に参考となる知見の充実

地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を充実させた。

例えば、被害状況把握、応急復旧、本復旧、復興からなる事業プロセスは、国土交通省直轄の比較的規模が大きい事業を想定したものであるため、地方公共団体の災害復旧で、工事・業務の規模が大きくない場合は、事業プロセスを細分化することなく、応急復旧、本復旧を一体的に実施することなどにより、効率的に実施することが考えられる。

また、発注関係事務に関する負担軽減等の措置についても本ガイドラインの記載内容を参考にすることが出来ることを示すなどしている。

### 4) その他

大規模災害における入札契約方式の適用事例や入札契約方式の関係図書は別冊化し、適宜最新版情報を反映していくこととした。

## 4. 最後に

本稿では、災害時のより一層の適切な入札契約等の対応を期するための入札契約等に関するマニュアルの策定およびガイドラインの改正について紹介した。これらは基本的には国交省の直轄事業を対象に作成したものであるが、これらに示された対応の考え方は、自治体の事業においても参考として頂ける内容であると考えている。本マニュアルやガイドラインが災害時の対応の参考となり、より迅速な災害復旧等につながることを期待している。

#### 【著者紹介】 吉田 隼斗（よしだ はやと）

平成5年生まれ。立命館大学大学院理工学研究科環境都市専攻修士課程修了。平成31年国土交通省入省。関東地方整備局利根川上流河川事務所工務第一課、関東地方整備局港湾空港部港湾計画課を経て現職。